

岡山県地域医療介護総合確保基金事業実施要綱（医療分）

（通則）

第1条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条に基づく岡山県計画に掲載された事業のうち、補助金を交付する事業（事業のうち一部を補助する場合を含む。）の実施については、この要綱に定めるところによるものとする。

（事業内容）

第2条 この要綱に基づく事業は、次の事業とし、その内容は別記のとおりとする。

1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備等に関する事業

- （1）病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業（別記1）
- （2）医療介護連携体制整備事業（別記2）
- （3）助産所等施設設備整備事業（別記3）

2 居宅等における医療の提供に関する事業

- （1）かかりつけ医認定事業（別記4）
- （2）訪問看護総合支援センター事業（別記5）
- （3）備蓄医薬品の情報共有と地域（薬局）フォーミュラリの策定（別記6）
- （4）訪問薬剤指導推進事業（別記7）

3 医療従事者の確保に関する事業

- （1）救急勤務医支援事業（別記8）
- （2）産科医等育成・確保支援事業（別記9）
- （3）新人看護職員研修事業（別記10）
- （4）看護師等養成所運営事業（別記11）
- （5）院内保育運営事業（別記12）
- （6）小児救急医療拠点病院運営事業（別記13）
- （7）小児救急医療支援事業（別記14）
- （8）岡山県内の病院施設等で勤務する看護補助者の育成事業（別記15）
- （9）看護職員の資質向上支援事業（別記16）
- （10）高齢者施設の看護職のための感染症対策リーダー育成事業（別記17）
- （11）医療DX推進のためのPHR普及・利活用モデル実証事業（別記18）
- （12）高齢者施設における急変時等相談対応窓口事業（別記19）
- （13）特定地域看護職員確保支援事業（別記20）
- （14）歯科衛生士の早期離職防止事業（別記21）

(県の補助)

第3条 県は、予算の範囲内で、前条の事業に要する経費について、別に定める基準（岡山県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱等）により補助するものとする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月23日から施行し、平成26年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年9月30日から施行し、平成27年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月17日から施行し、平成27年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年9月27日から施行し、平成28年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月20日から施行し、平成29年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月6日から施行し、平成30年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年2月7日から施行し、平成30年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年11月29日から施行し、令和元年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月25日から施行し、令和2年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月21日から施行し、令和3年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月13日から施行し、令和4年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月13日から施行し、令和5年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年9月14日から施行し、令和6年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年9月29日から施行し、令和7年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の事業から適用する。

(別記 20)

特定地域看護職員確保支援事業

1 目的

今後、地域医療に必要な看護職員の確保が困難になると予想される二次保健医療圏^(注1)に所在する医療施設を対象に看護職員確保の取組を支援することにより、就業する看護職員のうち 50 歳未満の者の割合が 60%未満の二次保健医療圏（以下、「特定地域」という。）への看護職員の定着を図り、将来的な医療提供体制を確保することを目的とする。

(注1) 二次保健医療圏とは、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 2 項第 14 号に規定する区域をいう。

2 実施主体

特定地域に所在する次の医療施設（関係法令の要件を満たす施設に限る。以下、「事業対象施設」という。）の開設者とする。なお、事業対象施設は、市町村が直接運営するもの及び 50 歳未満の看護職員の年齢構成割合が 70%以上のものを除く。

- (1) 病院（病床数 200 床未満又は病床の 80%以上が精神病床であるもの）
- (2) 診療所
- (3) 医療型障害児入所施設
- (4) 指定発達支援医療機関
- (5) 介護老人保健施設
- (6) (介護予防) 訪問看護事業所
- (7) 介護医療院

3 特定地域の要件

直近の調査において、就業する看護職員のうち 50 歳未満の者の割合が 60%未満となった二次保健医療圏とし、当該調査は、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 33 条の規定による、2 年ごとの業務従事届の集計結果によるものとする。

なお、業務従事届の集計結果が公表された時点において、新たに特定地域の要件に該当する二次保健医療圏が発生した場合は、集計結果公表年度の翌年度以降、新たな特定地域を決定し事業対象とする。

また、業務従事届の集計結果が公表された時点において、特定地域に該当しなくなった二次保健医療圏については、当該集計結果公表年度の補助事業に限り、なお特定地域の要件が継続しているものとみなす。

4 事業対象とする特定地域

高梁・新見保健医療圏、真庭保健医療圏、津山・英田保健医療圏とする。

5 事業対象とする特定地域の構成市町村

- ① 高梁・新見保健医療圏・・・高梁市、新見市
- ② 真庭保健医療圏・・・・・・真庭市、新庄村
- ③ 津山・英田保健医療圏・・・津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

6 事業内容

特定地域に所在する事業対象施設が、新たに採用した看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）に就職準備金^(注2)を支給（同一法人内での異動により就職準備金を受領した採用者を除く。）した場合の支援事業とする。ただし、他機関による同種の助成金の支給を受けた場合（受給予定のある場合も含む。）は、補助対象外とする。

（注2）就職準備金とは、事業対象施設において直接雇用するために採用する看護職員（以下、「採用者」という。）に対し、その採用を促す目的で、事業対象施設の開設者が直接採用者に支給する金銭をいい、採用者に貸与する金銭及び一定の条件のもと採用者に貸与し、その返還を免除する金銭は含まない。

7 新たに採用した看護職員の要件

次の要件をすべて満たす者である場合に限り、支援対象とする。

- （1）補助事業年度において、事業対象施設に直接雇用される者
- （2）常勤・非常勤の別なく勤務時間が週 32 時間以上である者
- （3）採用した日から 2 年間継続して看護業務に従事する予定の者
- （4）転職者^(注3)である場合は、転職前の医療施設の所在地が、事業対象とする特定地域の構成市町村外にあること。
- （5）岡山県看護学生奨学資金の貸付を受けた者である場合は、採用した日までに貸付の全額免除となった者又は貸付金の返還が終了している者

（注3）転職者とは、前職の看護職を退職した日から事業対象施設に採用された日までの間に、1 年を経過しない者をいう。